







「経営者のための情報Note」 Vol. 75

		タイトル、及び配布例				
		病 院	診 療 所	歯 科 医 院	福 祉 施 設	一 般 ・ そ の 他
A	 フィロソフィ ノート Philosophy Note	<今月のタイトル> 仏智を湧き出させる				
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
B	 メディカル ノート Medical Note	<今月のタイトル> 認知症地域包括診療料、内服薬要件に 「臨時」は除く				
			<input type="radio"/>			
C	 デンタル ノート Dental Note	<今月のタイトル> 「平成28年度診療報酬改定と増患対策」				
				<input type="radio"/>		
D	 ウェルフェア ノート Welfare Note	<今月のタイトル> 空き家対策、介護・子育て施設への転用など 税制等で支援 他				
					<input type="radio"/>	
E	 環境 ノート Environment Note	<今月のタイトル> 環境配慮マンションに脚光				
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
F	 トピックス ノート Topics Note	<今月のタイトル> ミニ保険 多彩に				
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

「経営者のための情報Note」は、当財団より毎月提供いたします。



Philosophy Note

仏智を湧き出させる

杉田 圭三

■仏智とは

仏智とは、「仏の円満な智慧」を意味し、その元は、仏教にあります。仏教は、お釈迦様（仏陀・釈迦牟尼）を開祖とするキリスト教、イスラム教と並び世界三大宗教の1つであり、お釈迦様の説いた教えになります。その経典は7,000~8,000巻にも及びお釈迦様が人によって変えた対機説法の智慧が八万四千集約されています。

また、お釈迦様は、自ら悟った物事の真理を明らかにし、適切に活かす智慧を残してくれたのです。森羅万象が十分に満ち足り円満に成り立つ天地大自然の理を説いているのです。

さらに、仏教は単なる宗教ではなく、哲学、経済学、物理学、医学などあらゆる学問を包含する宇宙の真理が網羅された物事の本質を説くものであると言われていています。従って、その本質を掴み自らの判断基準とする。つまり、仏智を頂き活用できるようにすることは、極めて重要なテーマなのです。

■何故、仏智が必要なのか

今や、経営環境は、凄まじい勢いでパラダイムシフトする最中にあり最適で、迅速な判断（意思決定）が求められています。途轍も無い数の判断を強いられる中であって、その判断の正否が事業の盛衰を大きく左右することになるのです。従って、公明正大で大義名分のある仕事をするためには原理原則に基づく判断基準としての仏智が必要になるのです。

■どのようにすれば仏智を湧き出すことが出来るのか

1. 正しい事業の意義・目的を掴み実践する

正しい事業の意義・目的は、公明正大（心が公正で少しも私心のないこと）大義名分（人として、守るべき節義・分限）のあるものでなければなりません。自社の事業のあるべき姿を考えると、事業の目的を明確にした上で具体的な独自性ある経営のやり方を決め、「誰に、何を提供するのか」自社の存在理由（価値）を事業として具現する必要があるのです。この根本的な認識を踏まえ事業展開することが、仏智を授かる基となるのです。

2. 「自利利他円満」を貫く

ビジネスの根本は「利他」と言われています。つまり、「利他」とは、他人の利益を、「自利」とは、自分の利益を意味します。また、「自利利他円満」は、自分が利益を得たいと思ってとる行動や行為は、同時に他人、相手側の利益に繋がっていかねばならないという「考え方」になります。「自分が儲かれば相手も儲かる」その十分に満ち足りている円満の状態が真のビジネスなのだを教えているのです。従って、この「自利利他円満」を首尾一貫することが仏智を授かる基となるのです。

3. 常に「心を高める」努力を続ける

経営とは、経営者を含めた全従業員の判断の累積した結果と言われています。一般的には、自社の利益を高めるための『損得』を判断基準にすることが多いようですが、そうでは無く、「人間として何が正しいのか」という『善悪』に照らし、判断を下すことが必要になります。従って、その裏付けとなる、自らの「心を高める」行為を続けることが仏智を授かる基となるのです。





認知症地域包括診療料、内服薬要件に「臨時」は除く

《2016年度診療報酬改定情報 疑義解釈（その1）》

厚生労働省は3月31日、2016年度診療報酬改定に伴う「疑義解釈（その1）」を地方厚生（支）局等へ向け事務連絡した。疑義解釈は、内科・DPC・歯科・調剤・訪問看護に分けてまとめられ、内科診療報酬点数表に關係する項目だけで221項目に上る。

その中で、改定で新設された「認知症地域包括診療料」について、算定要件の「1処方につき5種類を超える内服薬の投薬を行った場合は算定の対象とならないこととされているが、内服薬の種類数には臨時の処方によるものを含むか」の問いに対し、『臨時の投薬であって、投薬期間が2週間以内のものは除く』と回答。

その他、▼“死亡日に往診を行い、死亡診断を行った場合に算定する”往診料の死亡診断加算について、夜間に死亡した場合であって、死亡診断の結果、前日に死亡していると判断された場合も、当該加算は算定できる、▼診療報酬改定等により様式が改正された処方せんは、改正後の処方せん様式に係る必要事項が記載されていれば、従前の様式を使用することは可能。尚、従前の処方せん様式の在庫が残っている保険医療機関において、既にある従前の様式をそのまま使用することも差し支えない、▼湿布薬については、1処方70枚の制限となっているが、この「70枚」は、湿布薬の種類ごとに70枚ではなく、処方された湿布薬全体の合計枚数が70枚である、▼明細書無料発行について、自己負担のない患者への明細書は患者から求めない場合は発行する必要はない。尚、患者が希望する場合には自己負担のない場合にも明細書を無料発行する旨、院内掲示により予め周知する。また、がん未告知の患者に対する明細書の無料発行については、患者の希望があれば明細書を無料発行する旨や明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載される旨を院内掲示した上で、患者から求めがあった場合は発行が必要——等、明らかになった。

調剤の疑義解釈では、改定により新設された「かかりつけ薬剤師」についての考え方が、18項目挙げられた。中でも、かかりつけ薬剤師指導料およびかかりつけ薬剤師包括管理料の患者の同意取得について、患者が最初に来局した際にアレルギー等を確認するアンケートの項目において「かかりつけ薬剤師」について意向を確認した場合、そのアンケートの署名をもって同意を取得したことにはならないとの考えが示された。かかりつけ薬剤師の同意の取得は、かかりつけ薬剤師の業務内容、かかりつけ薬剤師を持つことの意義、役割等について、当該指導料を算定しようとする薬剤師が改めて説明した上で、患者の同意を取得する必要があるとした。また、施設基準として、「保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があること」とされているが、制度が新設された経過的な取扱いとして、当面の間、病院薬剤師としての勤務経験が1年以上ある場合、1年を上限として薬局勤務経験の期間に含めてよいとの考えが示された。保険薬局の在籍・勤務期間に関しては、過去の在籍期間は要件を満たさず、届出時点における直近の連続した在籍・勤務期間が必要となる。ただし、育児休暇の場合は、育児休暇前に「当該保険薬局に6月以上の在籍」又は「3年以上の薬局勤務経験」を満たしていれば、育児休暇復帰時点でも要件を満たすことになる。



「平成 28 年度診療報酬改定と増患対策」

■地域包括ケアシステムと診療報酬改定

国は、既に始まっている超高齢社会に向けて、地域包括ケアシステムの構築という施策を打ち出しました。これは、「高齢者が重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が日常生活の場で一体的に提供できるシステム」と定義されています。

そして、この地域包括ケアシステムの構築を後押しする位置づけで、平成 28 年度診療報酬改定がなされ、歯科領域では、“歯科訪問診療”の見直しや“在宅歯科医療の推進”に向けた診療報酬が新設・改定されました。

在宅歯科医療の推進のひとつに、「摂食機能障害を有する患者に対する口腔機能管理の包括的な評価」として、“在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料”が新設されました【10 歯未満 350 点、10 歯以上 20 歯未満 450 点、20 歯以上 550 点】。算定要件は、「歯科訪問診療料を算定した患者であって、摂食機能障害を有し継続的な歯科疾患の管理が必要な者に対して、当該患者等の同意を得て、口腔機能評価に基づく管理計画を作成し、30 分以上必要な指導管理を歯科医師が月 4 回を限度として算定する。」と示されました。

在宅歯科医療の推進のもうひとつに、「在宅歯科医療推進加算」が挙げられます。これは現行の「在宅かかりつけ歯科診療所加算」が名称変更され、要件もこれまでの「直近 3 ヶ月の歯科訪問診療実数が月平均 5 人以上であり、そのうち 8 割以上が歯科訪問診療 1 を算定していること」の 8 割が 6 割に緩和されました。

また、歯科訪問診療の適正化として、歯科の標榜がある病院に入院中の患者に対しても、周術期口腔機能管理に伴う歯科訪問診療料及び特掲診療料を算定できることになりました。歯科訪問診療のいわゆる 20 分要件の見直しや、特別の関係にある施設等に対する評価、処置等の評価の見直しも、合わせて行われます。

■地域包括ケアシステムと増患対策

地域包括ケアシステム構築の政策として、昨年 4 月に厚労省は全国の自治体（市区町村）に対し、在宅医療・介護連携推進事業を平成 30 年 4 月から開始するよう指示を出しました。しかし、昨年 10 月 26 日に厚労省が公表したデータ（平成 27 年 8 月 1 日現在）では、在宅医療・介護連携推進事業の 8 項目全てを実施している自治体数は全国の 1,741 市町村のうち、たった 45 市区町村だけです。

全国の自治体の在宅医療・介護連携推進事業の取り組みと、歯科診療所の増患に向けた対応は以下のとおりです。

- ① 地域の医療機関の情報（機能・住所等）の把握…厚労省（運営は各都道府県）の医療機能情報提供制度に正確な自院の情報と強みをアップする
- ② 地域ケア会議で地域の課題抽出と対応策の検討…地域ケア会議に積極的に参加する
- ③ 医療・介護関係者の研修…歯科医師として口腔ケア等の講師を務めるとともに、認知症や緩和ケア等の研修会に積極的に参加する
- ④ 自治体等の市民講座による市民への普及啓発…講師やシンポジストとして参加する

上記の自治体の取り組みに参加するためには、直接自治体の担当者か自院近くの「地域包括支援センター」に接触をして、上記についての協力を申し出ることが肝要です。

介護業界は、平成 27 年度介護報酬改定で経営が悪化し、口腔機能向上加算の算定による収益改善を視野に検討している事業所が多く存在します。真っ先に自院近くの居宅介護支援事業所（ケアマネージャーさん）と連絡を取り、自院が協力できることを検討しましょう。また、地域の在宅医療に力を入れている内科系診療所があれば、コンタクトを取って要介護度の高い方の口腔機能改善に自院が協力できるかについての協議をしてみてもいいでしょうか。





空き家対策、介護・子育て施設への転用など税制等で支援

～参院予算委で安倍首相

参議院予算委員会は3月25日、安倍晋三首相と関係閣僚が出席し、安倍内閣の基本姿勢に関し集中審議を行った。安倍首相は空き家対策に関する質問に対し、介護や子育て施設への転用などを促進するとともに、予算や税制での支援を行う考えを示した。

石川博崇委員（公明）が昨年5月に施行された空き家対策特別措置法を挙げ、「この法律をテコに空き家の利活用、除却が大いに進むことを期待したい」として、政府の空き家対策について質問した。

安倍首相は「賃貸用の空き家などを除く空き家は現在、全国で約320万戸である。適切に管理されない空き家は防災や衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしかねず、重要な課題と認識している」と説明。「空き家対策特措法は与野党の意見が反映された議員立法として全会一致で成立した。空き家対策は利用できるものは利用し、除却すべきは除却するという考え方の下、地域のまちづくりとして取り組むことが重要」と強調し、「中古住宅市場の活性化や地方移住などを進めるとともに、市町村の計画により介護や子育て施設への転用など多様な活用を促進していく。政府としても予算や税制で支援を行うなど積極的に取り組んでいきたいと思う」と前向きな姿勢を示した。



事業者等に向け、介護保険外サービスガイドブックを公表

～厚労省

厚生労働省は3月31日、「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集（保険外サービス活用ガイドブック）」を公表した。事業者や地方自治体が介護保険外サービスを創出・活用するに当たって参考となる事例やノウハウが記載され、厚労省と経済産業省、農林水産省が共同で作成。厚労省のホームページに掲載されている。

同ハンドブックについては冒頭、「既に保険外サービスを提供している事業者や、これから保険外分野で高齢者向けサービスを提供しようとする事業者にとっては、先行して取組んでいる事業者の事例が、市場参入や事業拡大、介護事業者にとっては保険外収入の確立への示唆となることを期待したい」などと説明。主な構成は、①高齢者向け保険外サービスの企画・実践におけるポイント（事例からの示唆）、②参考となる事例、③自治体向けのメッセージ——となっている。



Environment Note

環境配慮マンションに脚光

■樹木残し生態系維持

鳥や昆虫がすみ続けられるよう周囲の樹木を残すなど、環境や生態系への配慮を前面に掲げたマンションが注目されている。エコ・節電意識の高まりで太陽光発電を導入した物件は既に多くの業者が販売。さらに周辺環境にも優しいと訴えることで、付加価値を高めたいという狙いだ。建設時に周辺住民の理解を得やすいとの事情もある。環境に関する専門の機関から認証を受ける動きも広がっている。

■「子育てにいい」

看護師の井手上龍児さん(35)と萌翔さん(33)夫妻は昨年、東京都国分寺市内に建設中のマンションを購入した。「駅から近くて通勤に便利なのに加えて、敷地の中に自然の緑がたくさんあるのが気に入った。2歳の子どもがいるので、安心して散歩ができる。子育ての環境にとってもいい」と満足そうに話す。このマンションは野村不動産が販売した「プラウド国分寺」。今年11月に入居予定で、8階建て、総戸数125戸。建設地にもともとあった雑木林を多く残していることを売り物にしている。

昨年7月、「いきもの共生事業推進協議会(ABINC)」認証を取得。2014年2月に始まった制度で、緑地面積や土壌の質、水の循環など多様な項目に基づき、生態系に与える影響が少ない施設を評価する。これまで首都圏を中心に35のマンション、ショッピングセンター、工場などが認証を受けた。

■説明スムーズ

「省エネなどの環境配慮は今のマンションでは当たり前。周囲の生態系維持にまで踏み込むことで客の心をつかむことができる」と、国分寺のマンション開発を担当した野村不動産住宅事業本部の東伸明課長は強調。「武蔵野の緑が多く残り、環境意識が高い地域だけに、ABINC認証を受けたことで周辺住民への説明もスムーズに進んだ」と振り返る。

三菱地所レジデンスも環境に配慮したマンション開発に力を入れている。これまでにグループで、首都圏と関西、福岡市の9物件がABINC認証を取得。このうち、来年11月入居予定の「ザ・パークハウス 西新宿タワー60」は、60階建て総戸数954戸の高層マンションで、昨年2月に認証を受けた。

敷地内に約1900平方メートルの広大な公開空気を設け、多くの樹木を配置。新宿の高層ビル群に近い立地だが、近くには新宿中央公園や神田川があり、意外に鳥や昆虫などが多いという。

■生き物観察も

「専門家に周囲の生物の生息状況を調べてもらい、生物が移動する際に、マンションの緑地が中継点になるよう植栽を工夫した」と商品企画部の岡崎新太郎業務グループ長は話す。入居予定者を対象に、NPOと協力した生き物観察ツアーも定期的実施している。同社はABINC認証を受けた物件以外でも、主力ブランドの「ザ・パークハウス」のマンションについては、14年以降に設計した約50棟はすべて生物多様性に配慮した植栽などを施している。岡崎さんは「住宅を探しているときは、環境も含めいろいろな情報に敏感になる。自宅マンションが地域の生態系維持に役立つと訴えれば、多くの人共感してくれる」と話し、さらに取り組みを強めていく考えだ。





Topics Note

ミニ保険 多彩に

■孤独死対応や外国人向けも

手頃な保険料で日常生活のトラブルに備える少額短期保険(ミニ保険)が多彩になっている。交通事故などで弁護士に相談、依頼した際の費用を補償する保険が人気だ。貸し出した部屋で起きた孤独死により損失が発生した家主への補償や、短期滞在の外国人向け医療・生命保険など、時代のニーズに対応した商品も注目されている。

■離婚やリストラで

騒音などで近隣ともめたり、残業代未払いなどで職場と争いになったり法的トラブルが発生した場合に弁護士に解決を依頼することがある。プリベント少額短期保険(仙台市)の弁護士保険「Mikata(ミカタ)」は、弁護士への相談や依頼にかかる費用を補償、軽減する。

保険料は月額 2980 円で、法律相談料として年間 10 万円まで、裁判などにかかる弁護士費用は 1 事件 300 万円まで保険金が支払われる。同社はトラブルの例として、子どものいたずらによる物損事故や欠陥住宅、離婚問題、リストラなどを列挙。弁護士を紹介する付帯サービスもある。

同社によると、2013 年 5 月の販売開始から毎月 250~300 件の申し込みがある。支払われた保険金の約 3 割が交通事故関連で、2 割強がパワーハラスメントなど職場トラブル関連という。担当者は「日常生活で予期せぬトラブルが起こったときに弁護士に頼みやすいようにしたい」と話す。

■3割増

ミニ保険は保険業法改正で 06 年に創設された。通常の保険会社は免許制で最低 10 億円の資本金が必要だが、ミニ保険を扱うのは登録制で最低資本金も 1 千万円と参入のハードルが低く、市場が拡大している。

高齢化や単身世帯の増加で、孤独死が問題となる中、アイアル少額短期保険(東京)は、11 年から「無縁社会のお守り」を販売。賃貸住宅を所有する家主向けに、貸し出した部屋で孤独死や自殺などが起こった場合に遺品整理や清掃にかかる費用などの損失を補償する。16 年 3 月末時点で、契約戸室数は約 1 万 7 千。15 年度の収入保険料は前年度に比べ 3 割を超える伸びという。

保険料は 1 戸室当たり月 300 円。清掃など部屋を元通りにする原状回復費用として最大 100 万円、自殺などにより借り手がなく空室になった場合の家賃損失について最大 200 万円の保険金を支払う。

加入者は「過去に死亡事案を経験したため加入した」「孤独死は年齢に関係なく多くなっている」と話しているという。

■短期滞在

ビバビーダメディカルライフ(神奈川県大和市)は、短期滞在や日本在住の外国人のための医療・生命保険のサービスを提供する。留学生や技能実習生向けもあるが、近年急増している短期滞在の訪日外国人向けの「VIVAMED EX-16」が加入者を伸ばしている。

観光旅行や出張で日本に短期滞在(16 日以内)する外国人が対象で、18~34 歳の場合、保険料 2500 円で病気やけがによる医療費用を最大 80 万円、危篤や死亡などで家族を海外から呼び寄せるときの救援者費用を最大 100 万円補償する。入国する前に手続きすることが必要。

野口重雄社長は「多くの訪日外国人を受け入れるためには、日本で観光を楽しむ人へのセーフティネットの整備が課題だ。需要は高まりつつある」と話す。

少額短期保険

プリベント少額短期保険 弁護士保険 「Mikata(ミカタ)」	アイアル少額短期保険 家主向け保険 「無縁社会のお守り」	ビバビーダメディカルライフ 短期滞在の訪日外国人向け保険 「VIVAMED EX-16」
近隣トラブルや職場問題などの法的な問題が発生した場合の弁護士費用を補償	賃貸住宅の家主向けに孤独死や自殺などによる清掃費用など補償	滞在中の病気やけがによる医療費用や救援者費用を補償
保険料は月 2980 円	保険料は 1 戸室月 300 円	保険料は 18~34 歳で 2500 円

